

仙台市結婚新生活支援補助金交付要綱

(令和6年4月1日こども若者局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、若い世代が婚姻に伴い新生活を開始する際の経済的な負担を軽減し、もって婚姻に伴う新生活を支援するため、婚姻を機に新たに住宅を取得し、修繕し、増築し、改築し、その設備を更新し、若しくは賃借し、又は引越をした新婚世帯に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関し、仙台市補助金等交付規則（昭和55年仙台市規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、規則に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 申請年度の前年度1月1日から12月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住居費 婚姻を機に新たに市内に住宅を取得し、修繕し、増築し、改築し、その設備を更新し、又は賃借するために要した費用のうち、申請年度の4月1日から12月31日まで(婚姻日(婚姻届けを提出し、受理された日)をいう。以下同じ。)が申請年度の12月1日から12月31日までの夫婦は申請年度の1月31日まで)の間に支払いをした当該住宅に係る取得費、増改築費、設備更新費、賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、地域少子化対策重点推進交付金実施要領（令和7年4月1日付こ総政第56号こども家庭庁長官通知別紙。以下「国要領」という。）別記2第2の1（1）アに規定する要件を満たすものに限る。
- (3) 引越費用 婚姻を機とした引越をするため要した費用のうち、申請年度の4月1日から12月31日まで(婚姻日が申請年度の12月1日から12月31日までの夫婦は申請年度の1月31日まで)の間に引越業者又は運送業者に支払いをした費用をいう。ただし、国要領別記2第2の1（1）イに規定する要件を満たすものに限る。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる世帯は、新婚世帯のうち次の各号すべてに該当する世帯とする。

- (1) 補助金の申請日において、夫婦の双方又は一方が仙台市に住民登録を有し、住民登録された住所が申請に係る住宅の所在地となっており、補助金の交付を受けた日より1年以上、申請に係る住宅に定住する意思があること。

- (2) 世帯の所得（国要領別記2第2の1（2）の規定により算出した金額をいう。以下同じ。）が500万円未満であること。
 - (3) 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下であること。
 - (4) 夫婦の双方又は一方が、過去に結婚新生活支援事業補助金の交付を受けたことがないこと（他の自治体での交付を含む。）。
 - (5) 夫婦の双方が本市の市税を滞納していないこと。
 - (6) 夫婦共に暴力団員（仙台市暴力団排除条例（平成25年仙台市条例第29号）第2条第3項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でない者又は暴力団（同条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者であること。
- 2 前項第1号に規定する住民登録された住所及び第2号並びに第3号に規定する要件は補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）の同意に基づいて住民情報、課税情報及び戸籍を調査することにより確認するものとする。ただし、本市において申請年度の課税情報を確認できない場合は夫婦それぞれの申請年度の課税（所得）証明書又は非課税証明書により確認するものとする。

（市税の滞納がないことの確認）

第4条 前条第5号に規定する要件は、市長が申請者の同意に基づいて市税の納税状況を調査することにより確認するものとする。ただし、申請者が、市税の滞納がないことの証明書（申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）を提出した場合はこの限りではない。

（市税の取り扱い）

第5条 第3条第5号に規定する市税とは、個人の市民税（地方税法第319条第1項の規定より普通徴収の方法によって徴収されるものに限る。）、固定資産税、軽自動車税（種別割）、都市計画税とする。

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、住居費及び引越費用とする。

- 2 住居費のうち、住宅の賃借に要した賃料及び共益費については、3か月分の経費を上限とする。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額（補助対象経費から当該経費に対する他の補助金等（勤務先からの住宅手当等の手当を含む。）を控除した額をいう。）に相

当する額とし、1世帯あたり30万円（婚姻日における夫婦の年齢がともに29歳以下である世帯にあつては60万円。）を上限とする。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（交付の申請及び実績報告）

第8条 申請者は、仙台市結婚新生活支援補助金交付申請兼実績報告書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、申請年度の12月31日（婚姻日が申請年度の12月1日から12月31日までの夫婦は申請年度の1月31日）までに市長に提出しなければならない。ただし、申請年度の前年度1月1日時点で仙台市に住民登録されている場合は第1号に規定する書類の提出を要さない。

- （1）夫及び妻の申請年度の課税（所得）証明書
- （2）住宅の売買契約書又は工事請負契約書及び領収書等の写し（住宅取得に係る補助金の交付を申請する場合に限る。）
- （3）住宅の工事請負契約書又は請書及び領収書等の写し（住宅の修繕、増築、改築、又はその設備の更新に係る補助金の交付を申請する場合に限る。）
- （4）住宅の賃貸借契約書及び賃借に要した費用に係る領収書等の写し（住宅の賃借に係る補助金の交付を申請する場合に限る。）
- （5）夫及び妻の住宅手当の支給状況を証明できる書類（住宅の賃借に係る補助金の交付を申請する者であり、給与所得者である場合に限る。）
- （6）貸与型奨学金の返済額が確認できる書類（貸与型奨学金を返済している場合に限る。）
- （7）引越費用に係る領収書等の写し（引越費用に係る補助金の交付を申請する場合に限る。）
- （8）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 申請者は、申請書に規定する内容を、仙台市が指定する電子申請サービスにより申請することで、前項に規定する申請書の提出に代えることができる。

（補助金の交付決定及び額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、申請が到達してから40日以内に、予算の範囲内で交付すべき補助金の額を確定して交付を決定するものとする。

- 2 市長は、規則第6条の規定による前項の決定の通知について、仙台市結婚新生活支援補助金交付決定兼額の確定通知書（様式第2号）により申請者へ通知するものとする。

- 3 市長は、第1項の規定による審査の結果、補助金を交付することが不適當と認めた

ときは、仙台市結婚新生活支援補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者へ通知するものとする。

（申請の取下げ）

第10条 前条第2項の規定による通知を受けた者は、当該通知に係る補助金の交付の決定内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知があった日から10日を経過した日までに仙台市結婚新生活支援補助金交付申請取下書（様式第4号）により行うものとする。

（補助金の請求）

第11条 第9条第2項に規定する補助金の交付決定兼額の確定の通知を受けた者は、当該通知を受けた日から1か月以内に仙台市結婚新生活支援補助金交付請求書（様式第5号。以下「請求書」という。）を市長に提出するものとする。

2 申請者は、請求書に規定する内容を、仙台市が指定する電子申請サービスにより提出することで、前項に規定する請求書の提出に代えることができる。

（財産の処分の制限等）

第12条 申請者は、補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した次の財産については、補助金交付後1年以内に市長の承認なく補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊してはならない。

- （1） 取得した住宅
- （2） 修繕・増改築した住宅
- （3） 前各号に伴い更新した設備

（調査等）

第13条 市長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認められる場合は調査を行い、又は申請者に報告若しくは書類の提出を求めることができるものとする。

2 申請者は前項の規定により調査、報告又は提出を求められた場合は、誠実に対応しなければならない。

（交付決定の取り消し及び返還）

第14条 市長は、第9条第2項の規定による通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- （1） 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。

(3) その他この要綱に違反する行為があったとき。

(書類の整備等)

第15条 補助金の交付決定を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、こども若者支援部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

附 則 (令和7年4月1日改正)

- 1 この改正は、令和7年4月1日から実施する。ただし、令和7年度においては、この改正後の第2条第1号中「申請年度の前年度1月1日」を「申請年度の4月1日」と読み替えるものとする。